議案第６８号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２４日

（提出者）
世田谷区教育委員会
教育長　知久　孝之

（提案説明）
乳幼児教育・保育支援課が任用する「認定こども園嘱託介助員」の勤務地に幼稚園を追加するため、職名を「幼稚園・認定こども園嘱託介助員」へ変更する。職名の変更にあたり、設置に関する規則を改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則（令和元年１０月世田谷区教育委員会規則第１５号）の一部を次のように改正する。

別表第１認定こども園嘱託介助員の項中「認定こども園嘱託介助員」を「幼稚園・認定こども園嘱託介助員」に改め、同項職務の欄第１号中「区立の」の次に「幼稚園又は」を加え、同欄第２号中「幼稚園又は認定こども園補助員（介助）」を「幼稚園・認定こども園補助員（介助）」に改め、同欄第３号中「区立の」の次に「幼稚園又は」を加える。

別表第２認定こども園嘱託介助員の項中「認定こども園嘱託介助員」を「幼稚園・認定こども園嘱託介助員」に改める。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則 令和元年10月31日世教委規則第15号 改正 令和元年11月29日世教委規則第16号 令和元年12月13日世教委規則第18号 令和元年12月27日世教委規則第23号 令和２年１月17日世教委規則第１号 令和２年１月31日世教委規則第３号 令和２年２月10日世教委規則第６号 令和２年３月24日世教委規則第10号 令和３年12月８日世教委規則第14号 令和４年１月28日世教委規則第１号 令和５年11月10日世教委規則第19号 令和５年12月１日世教委規則第21号 令和６年１月26日世教委規則第１号 令和６年２月９日世教委規則第２号 令和７年２月14日世教委規則第１号 令和７年３月27日世教委規則第13号 令和７年10月31日世教委規則第26号 令和８年３月27日世教委規則第８号 令和８年11月　日世教委規則第　号	○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則 令和元年10月31日世教委規則第15号 改正 令和元年11月29日世教委規則第16号 令和元年12月13日世教委規則第18号 令和元年12月27日世教委規則第23号 令和２年１月17日世教委規則第１号 令和２年１月31日世教委規則第３号 令和２年２月10日世教委規則第６号 令和２年３月24日世教委規則第10号 令和３年12月８日世教委規則第14号 令和４年１月28日世教委規則第１号 令和５年11月10日世教委規則第19号 令和５年12月１日世教委規則第21号 令和６年１月26日世教委規則第１号 令和６年２月９日世教委規則第２号 令和７年２月14日世教委規則第１号 令和７年３月27日世教委規則第13号 令和７年10月31日世教委規則第26号 令和８年３月27日世教委規則第８号
世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則 （目的） 第１条　この規則は、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）に必要な地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項第	世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則 （目的） 第１条　この規則は、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）に必要な地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項第

改正後	改正前
１号に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の設置について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第６条に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。	１号に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の設置について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第６条に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。
（職及び職務）	（職及び職務）
第２条　職員の職及び職務は、別表第１のとおりとする。	第２条　職員の職及び職務は、別表第１のとおりとする。
（任命）	（任命）
第３条　職員は、別表第２の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に掲げる資格等を有する者のうちから委員会が任命する。	第３条　職員は、別表第２の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に掲げる資格等を有する者のうちから委員会が任命する。
（委任）	（委任）
第４条　この規則に定めるもののほか、職員の設置に関し必要な事項は、世田谷区教育委員会教育長が別に定める。	第４条　この規則に定めるもののほか、職員の設置に関し必要な事項は、世田谷区教育委員会教育長が別に定める。
附　則	附　則
この規則は、令和２年４月１日から施行する。	この規則は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和元年11月29日世教委規則第16号）	附　則（令和元年11月29日世教委規則第16号）
この規則は、令和２年４月１日から施行する。	この規則は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和元年12月13日世教委規則第18号）	附　則（令和元年12月13日世教委規則第18号）
この規則は、令和２年４月１日から施行する。	この規則は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和元年12月27日世教委規則第23号）	附　則（令和元年12月27日世教委規則第23号）
この規則は、令和２年４月１日から施行する。	この規則は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和２年１月17日世教委規則第１号）	附　則（令和２年１月17日世教委規則第１号）
この規則は、令和２年４月１日から施行する。	この規則は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和２年１月31日世教委規則第３号）	附　則（令和２年１月31日世教委規則第３号）
この規則は、令和２年４月１日から施行する。	この規則は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和２年２月10日世教委規則第６号）	附　則（令和２年２月10日世教委規則第６号）
この規則は、令和２年４月１日から施行する。	この規則は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和２年３月24日世教委規則第10号）	附　則（令和２年３月24日世教委規則第10号）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>この規則は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和３年12月８日世教委規則第14号）
この規則は、令和４年１月１日から施行する。
附　則（令和４年１月28日世教委規則第１号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（令和５年11月10日世教委規則第19号）
この規則は、令和６年４月１日から施行する。
附　則（令和５年12月１日世教委規則第21号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（令和６年１月26日世教委規則第１号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（令和６年２月９日世教委規則第２号）
この規則は、令和６年４月１日から施行する。
附　則（令和７年２月14日世教委規則第１号）
この規則は、令和７年４月１日から施行する。
附　則（令和７年３月27日世教委規則第13号）
この規則は、令和７年４月１日から施行する。
附　則（令和７年10月31日世教委規則第26号）
この規則は、令和８年４月１日から施行する。
附　則（令和８年３月27日世教委規則第８号）
この規則は、令和８年４月１日から施行する。
附　則（令和８年11月　日世教委規則第　号）
この規則は、令和９年４月１日から施行する。
別表第１（第２条関係）
<table><tr><th>職</th><th>職務</th></tr><tr><td>インクルーシブ</td><td>１　区立の幼稚園、認定こども園及び小・中</td></tr></table></td><td>この規則は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和３年12月８日世教委規則第14号）
この規則は、令和４年１月１日から施行する。
附　則（令和４年１月28日世教委規則第１号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（令和５年11月10日世教委規則第19号）
この規則は、令和６年４月１日から施行する。
附　則（令和５年12月１日世教委規則第21号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（令和６年１月26日世教委規則第１号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（令和６年２月９日世教委規則第２号）
この規則は、令和６年４月１日から施行する。
附　則（令和７年２月14日世教委規則第１号）
この規則は、令和７年４月１日から施行する。
附　則（令和７年３月27日世教委規則第13号）
この規則は、令和７年４月１日から施行する。
附　則（令和７年10月31日世教委規則第26号）
この規則は、令和８年４月１日から施行する。
附　則（令和８年３月27日世教委規則第８号）
この規則は、令和８年４月１日から施行する。
別表第１（第２条関係）
<table><tr><th>職</th><th>職務</th></tr><tr><td>インクルーシブ</td><td>１　区立の幼稚園、認定こども園及び小・中</td></tr></table></td></tr>
</table>

改正後		改正前	
教育支援員	学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 2　区立の小・中学校における生活指導上必要な相談及び援助に関すること。 3　児童及び生徒の生活指導に関する情報の収集に関すること。	教育支援員	学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 2　区立の小・中学校における生活指導上必要な相談及び援助に関すること。 3　児童及び生徒の生活指導に関する情報の収集に関すること。
教育心理相談員	1　幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 2　区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 3　区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育上の配慮が必要な幼児、児童及び生徒への支援に関すること。 4　区立の幼稚園及び認定こども園における就園相談の援助に関すること。 5　区立の小・中学校における就学相談の援助に関すること。	教育心理相談員	1　幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 2　区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 3　区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育上の配慮が必要な幼児、児童及び生徒への支援に関すること。 4　区立の幼稚園及び認定こども園における就園相談の援助に関すること。 5　区立の小・中学校における就学相談の援助に関すること。
教育相談員	1　幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 2　区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。	教育相談員	1　幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 2　区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。
伝統工芸指導員	伝統工芸（紙すき、木工及び陶芸をいう。）の指導等に関すること。	伝統工芸指導員	伝統工芸（紙すき、木工及び陶芸をいう。）の指導等に関すること。
河口湖林間学園	1　河口湖林間学園の管理補助に関するこ	河口湖林間学園	1　河口湖林間学園の管理補助に関するこ

改正後		改正前	
管理補助員	と。 2　河口湖移動教室等の運営補助に関すること。 3　前２号に掲げるもののほか、委員会が河口湖林間学園の管理運営上必要と認めたこと。	管理補助員	と。 2　河口湖移動教室等の運営補助に関すること。 3　前２号に掲げるもののほか、委員会が河口湖林間学園の管理運営上必要と認めたこと。
学校給食栄養管理嘱託員	1　区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に必要な計画の作成及び学校給食の指導に関すること。 2　区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に必要な献立の作成、栄養の管理並びに安全及び衛生管理に関すること。 3　区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に必要な物資の発注及び管理に関すること。	学校給食栄養管理嘱託員	1　区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に必要な計画の作成及び学校給食の指導に関すること。 2　区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に必要な献立の作成、栄養の管理並びに安全及び衛生管理に関すること。 3　区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に必要な物資の発注及び管理に関すること。
学校給食栄養管理嘱託員（指導員）	1　区立の小・中学校及び学校給食調理場等における巡回及び学校給食の調理作業状況等についての指導に関すること。 2　栄養教諭又は学校栄養職員の指導及び育成に関すること。 3　参考となる献立の作成に関すること。 4　栄養教諭又は学校栄養職員が一時的に不在となっている区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に係る支援に関すること。	学校給食栄養管理嘱託員（指導員）	1　区立の小・中学校及び学校給食調理場等における巡回及び学校給食の調理作業状況等についての指導に関すること。 2　栄養教諭又は学校栄養職員の指導及び育成に関すること。 3　参考となる献立の作成に関すること。 4　栄養教諭又は学校栄養職員が一時的に不在となっている区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に係る支援に関すること。

改正後		改正前	
	5　区立の小・中学校及び学校給食調理場等における安全及び衛生管理に係る助言に関すること。		5　区立の小・中学校及び学校給食調理場等における安全及び衛生管理に係る助言に関すること。
就学相談員	1　幼児、児童及び生徒の就学上の相談に関すること。 2　前号に掲げるもののほか、委員会が就学相談活動上必要と認めたこと。	就学相談員	1　幼児、児童及び生徒の就学上の相談に関すること。 2　前号に掲げるもののほか、委員会が就学相談活動上必要と認めたこと。
特別支援学級支援員	1　特別支援学級の児童及び生徒の安全管理に関すること。 2　特別支援学級の教育活動上必要な援助に関すること。 3　特別支援学級の生活指導上必要な援助に関すること。 4　前３号に掲げるもののほか、委員会が学校運営上必要と認めたこと。	特別支援学級支援員	1　特別支援学級の児童及び生徒の安全管理に関すること。 2　特別支援学級の教育活動上必要な援助に関すること。 3　特別支援学級の生活指導上必要な援助に関すること。 4　前３号に掲げるもののほか、委員会が学校運営上必要と認めたこと。
図書館嘱託員	図書等の貸出し及び整理業務等の図書館業務に関すること。	図書館嘱託員	図書等の貸出し及び整理業務等の図書館業務に関すること。
図書館業務員	図書等の整理業務等の図書館業務の補助に関すること。	図書館業務員	図書等の整理業務等の図書館業務の補助に関すること。
学校警備嘱託員	1　学校内外の警備業務（防犯、防火等の業務をいう。以下同じ。）に関すること。 2　学校開放時における施設管理、手続事務等に関すること。 3　委員会が学校運営上必要と認めたこと。	学校警備嘱託員	1　学校内外の警備業務（防犯、防火等の業務をいう。以下同じ。）に関すること。 2　学校開放時における施設管理、手続事務等に関すること。 3　委員会が学校運営上必要と認めたこと。
学校業務嘱託員	1　登下校、学校行事等における学童の交通安全誘導に関すること。	学校業務嘱託員	1　登下校、学校行事等における学童の交通安全誘導に関すること。

改正後		改正前	
	2　学校施設の維持管理その他学校運営に係る軽作業に関すること。 3　委員会が学校運営上必要と認めたこと。		2　学校施設の維持管理その他学校運営に係る軽作業に関すること。 3　委員会が学校運営上必要と認めたこと。
幼稚園業務嘱託員	1　区立の幼稚園又は認定こども園における環境の整備その他の用務に関すること。 2　委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。	幼稚園業務嘱託員	1　区立の幼稚園又は認定こども園における環境の整備その他の用務に関すること。 2　委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。
教育支援スクールソーシャルワーカー	1　区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校（以下この項において「区立学校」という。）における深刻な問題、苦情等への早期対応を図るための区立学校及び関係機関との連携及び調整に関すること。 2　区立学校における幼児、児童及び生徒の健全育成に係る支援体制の構築及び調整に関すること。 3　健全育成に係る課題を抱える区立学校の幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 4　区立学校の教職員、保護者等への幼児、児童及び生徒の健全育成に係る支援、相談及び情報の提供に関すること。	教育支援スクールソーシャルワーカー	1　区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校（以下この項において「区立学校」という。）における深刻な問題、苦情等への早期対応を図るための区立学校及び関係機関との連携及び調整に関すること。 2　区立学校における幼児、児童及び生徒の健全育成に係る支援体制の構築及び調整に関すること。 3　健全育成に係る課題を抱える区立学校の幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 4　区立学校の教職員、保護者等への幼児、児童及び生徒の健全育成に係る支援、相談及び情報の提供に関すること。
学芸研究員	1　文化財の保存及び活用に係る調査、研究及び普及啓発並びにこれらの指導及び助言に関すること。 2　文化財に関する資料の収集及び整理に関すること。	学芸研究員	1　文化財の保存及び活用に係る調査、研究及び普及啓発並びにこれらの指導及び助言に関すること。 2　文化財に関する資料の収集及び整理に関すること。

改正後		改正前	
	3　郷土資料館の資料に係る調査及び研究並びにこれらの指導及び助言に関すること。 4　郷土資料館の資料の収集、整理、保管及び展示に関すること。 5　前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたこと。		3　郷土資料館の資料に係る調査及び研究並びにこれらの指導及び助言に関すること。 4　郷土資料館の資料の収集、整理、保管及び展示に関すること。 5　前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたこと。
社会教育指導員	社会教育主事を補助し、社会教育の振興を図るために必要な事項の指導及び助言に関すること。	社会教育指導員	社会教育主事を補助し、社会教育の振興を図るために必要な事項の指導及び助言に関すること。
学校給食栄養管理補助員	栄養教諭又は学校栄養職員の補助に関すること。	学校給食栄養管理補助員	栄養教諭又は学校栄養職員の補助に関すること。
学校給食事務補助員	学校給食の実施に伴う事務補助に関すること。	学校給食事務補助員	学校給食の実施に伴う事務補助に関すること。
非常勤講師	区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における幼児、児童及び生徒の授業等の指導に関すること。	非常勤講師	区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における幼児、児童及び生徒の授業等の指導に関すること。
学校警備補助員	1　学校内外の警備業務の補助に関すること。 2　学校開放時における施設管理、手続事務等の補助に関すること。 3　委員会が学校運営上必要と認めたこと。	学校警備補助員	1　学校内外の警備業務の補助に関すること。 2　学校開放時における施設管理、手続事務等の補助に関すること。 3　委員会が学校運営上必要と認めたこと。
学校業務補助員	1　登下校、学校行事等における学童の交通安全誘導の補助に関すること。 2　学校施設の維持管理その他学校運営に係る軽作業の補助に関すること。 3　委員会が学校運営上必要と認めたこと。	学校業務補助員	1　登下校、学校行事等における学童の交通安全誘導の補助に関すること。 2　学校施設の維持管理その他学校運営に係る軽作業の補助に関すること。 3　委員会が学校運営上必要と認めたこと。

改正後		改正前	
幼稚園業務補助員	1　区立の幼稚園又は認定こども園における環境の整備その他の用務の補助に関すること。 2　委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。	幼稚園業務補助員	1　区立の幼稚園又は認定こども園における環境の整備その他の用務の補助に関すること。 2　委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。
学校事務嘱託員	1　区立の小・中学校における文書、財務、給与等の事務に関すること。 2　委員会が学校運営上必要と認めたこと。	学校事務嘱託員	1　区立の小・中学校における文書、財務、給与等の事務に関すること。 2　委員会が学校運営上必要と認めたこと。
学校事務アシスタント	1　区立の小・中学校に関する事務のうち、文書、財務、給与等に係るものの補助を行うこと。 2　委員会が学校運営上必要と認めたこと。	学校事務アシスタント	1　区立の小・中学校に関する事務のうち、文書、財務、給与等に係るものの補助を行うこと。 2　委員会が学校運営上必要と認めたこと。
教育相談専門指導員	1　教育相談全般に係る専門的見地からの指導及び助言並びに調査及び研究に関すること。 2　区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育上の配慮が必要な幼児、児童及び生徒への支援に関すること。	教育相談専門指導員	1　教育相談全般に係る専門的見地からの指導及び助言並びに調査及び研究に関すること。 2　区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育上の配慮が必要な幼児、児童及び生徒への支援に関すること。
主任教育相談員	1　教育相談室の運営及び教育心理相談員への援助に関すること。 2　幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 3　区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 4　区立の幼稚園、認定こども園及び小・中	主任教育相談員	1　教育相談室の運営及び教育心理相談員への援助に関すること。 2　幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 3　区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 4　区立の幼稚園、認定こども園及び小・中

改正後		改正前	
	学校における教育上の配慮が必要な幼児、児童及び生徒への支援に関すること。 5　区立の幼稚園及び認定こども園における就園相談の援助に関すること。 6　区立の小・中学校における就学相談の援助に関すること。		学校における教育上の配慮が必要な幼児、児童及び生徒への支援に関すること。 5　区立の幼稚園及び認定こども園における就園相談の援助に関すること。 6　区立の小・中学校における就学相談の援助に関すること。
スクールソーシャルワーカー	1　区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校（以下この項において「区立学校」という。）における幼児、児童及び生徒の健全育成のための関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。 2　区立学校における幼児、児童及び生徒の健全育成に係る支援体制の構築及び調整に関すること。 3　健全育成に係る課題を抱える区立学校の幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 4　区立学校の教職員、保護者等への幼児、児童及び生徒の健全育成に係る支援、相談及び情報の提供に関すること。	スクールソーシャルワーカー	1　区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校（以下この項において「区立学校」という。）における幼児、児童及び生徒の健全育成のための関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。 2　区立学校における幼児、児童及び生徒の健全育成に係る支援体制の構築及び調整に関すること。 3　健全育成に係る課題を抱える区立学校の幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 4　区立学校の教職員、保護者等への幼児、児童及び生徒の健全育成に係る支援、相談及び情報の提供に関すること。
ほっとスクール指導員	心理的理由等により不登校の状態にある児童及び生徒への指導及び援助に関すること。	ほっとスクール指導員	心理的理由等により不登校の状態にある児童及び生徒への指導及び援助に関すること。
自然教育指導員	自然体験学習の指導に関すること。	自然教育指導員	自然体験学習の指導に関すること。
幼稚園・認定こども園事務補助員	1　区立の幼稚園又は認定こども園に係る事務の補助に関すること。 2　委員会が区立の幼稚園又は認定こども園	幼稚園・認定こども園事務補助員	1　区立の幼稚園又は認定こども園に係る事務の補助に関すること。 2　委員会が区立の幼稚園又は認定こども園

改正後		改正前	
	の運営上必要と認めたこと。		の運営上必要と認めたこと。
幼稚園・認定こども園補助員（介助）	1　区立の幼稚園又は認定こども園における配慮を要する園児の介助等に関すること。 2　委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。	幼稚園・認定こども園補助員（介助）	1　区立の幼稚園又は認定こども園における配慮を要する園児の介助等に関すること。 2　委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。
認定こども園保育員	1　区立の認定こども園における保育業務に関すること。 2　委員会が区立の認定こども園の運営上必要と認めたこと。	認定こども園保育員	1　区立の認定こども園における保育業務に関すること。 2　委員会が区立の認定こども園の運営上必要と認めたこと。
幼稚園・認定こども園嘱託介助員	1　区立の幼稚園又は認定こども園における配慮を要する園児の介助等に関すること。 2　区立の幼稚園・認定こども園補助員（介助）の職務指導に関すること。 3　委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。	認定こども園嘱託介助員	1　区立の認定こども園における配慮を要する園児の介助等に関すること。 2　区立の幼稚園又は認定こども園補助員（介助）の職務指導に関すること。 3　委員会が区立の認定こども園の運営上必要と認めたこと。
幼稚園教育嘱託員	1　区立の幼稚園又は認定こども園における預かり保育に関すること。 2　区立の幼稚園又は認定こども園における教育課程に係る教育活動の補助に関すること。 3　委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。	幼稚園教育嘱託員	1　区立の幼稚園又は認定こども園における預かり保育に関すること。 2　区立の幼稚園又は認定こども園における教育課程に係る教育活動の補助に関すること。 3　委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。
教育支援嘱託員	区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における学校経営の支援等に関すること。	教育支援嘱託員	区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における学校経営の支援等に関すること。
養護教諭（代替）	養護教諭が一時的に不在となっている区立の小・中学校における児童及び生徒への養護に	養護教諭（代替）	養護教諭が一時的に不在となっている区立の小・中学校における児童及び生徒への養護に

改正後		改正前	
	関すること。		関すること。
学びの多様化学校（不登校特例校）分教室養護教諭	学びの多様化学校（不登校特例校）分教室における生徒への養護に関すること。	学びの多様化学校（不登校特例校）分教室養護教諭	学びの多様化学校（不登校特例校）分教室における生徒への養護に関すること。
学校医療的ケア看護師	区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における幼児、児童及び生徒への医療的ケアの実施に関すること。	学校医療的ケア看護師	区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における幼児、児童及び生徒への医療的ケアの実施に関すること。
スクール・サポート・スタッフ	区立の小・中学校の教員の業務（管理職の業務並びに児童及び生徒の指導に関する業務を除く。）のうち、委員会が補助させる必要があると認めたこと。	スクール・サポート・スタッフ	区立の小・中学校の教員の業務（管理職の業務並びに児童及び生徒の指導に関する業務を除く。）のうち、委員会が補助させる必要があると認めたこと。
歴史専門調査員	1　歴史及び史料の調査及び研究並びにこれらの成果の普及啓発に関すること。 2　史料の収集、保存及び整理に関すること。 3　歴史の研究、文化財の保護及び普及啓発並びにこれらの指導及び助言を行うこと。 4　前3号に掲げるもののほか、委員会が歴史及び史料の調査及び研究並びに文化財の保護のために必要と認めたこと。	歴史専門調査員	1　歴史及び史料の調査及び研究並びにこれらの成果の普及啓発に関すること。 2　史料の収集、保存及び整理に関すること。 3　歴史の研究、文化財の保護及び普及啓発並びにこれらの指導及び助言を行うこと。 4　前3号に掲げるもののほか、委員会が歴史及び史料の調査及び研究並びに文化財の保護のために必要と認めたこと。
新ＢＯＰ事務局長	1　新ＢＯＰの管理及び運営に関すること。 2　児童の放課後における遊びの推進及びその安全の確保に関すること。 3　児童の放課後における遊びの状況等の把握及び当該遊びの状況等における家庭との	新ＢＯＰ事務局長	1　新ＢＯＰの管理及び運営に関すること。 2　児童の放課後における遊びの推進及びその安全の確保に関すること。 3　児童の放課後における遊びの状況等の把握及び当該遊びの状況等における家庭との

改正後		改正前	
	連絡に関すること。 4　新ＢＯＰの運営に係る区立の小学校及び関係機関との連携及び調整に関すること。 5　前各号に掲げるもののほか、委員会が新ＢＯＰの運営上必要と認めたこと。		連絡に関すること。 4　新ＢＯＰの運営に係る区立の小学校及び関係機関との連携及び調整に関すること。 5　前各号に掲げるもののほか、委員会が新ＢＯＰの運営上必要と認めたこと。
就学援助費・就学奨励費事務補助員	就学援助費及び就学奨励費に係る事務の補助に関すること。	就学援助費・就学奨励費事務補助員	就学援助費及び就学奨励費に係る事務の補助に関すること。
就学事務補助員	就学事務の補助に関すること。	就学事務補助員	就学事務の補助に関すること。
教育指導課事務補助員	1　人事事務の補助に関すること。 2　前号に掲げるもののほか、委員会が教育指導課の事務のうち補助の必要があると認めたこと。	教育指導課事務補助員	1　人事事務の補助に関すること。 2　前号に掲げるもののほか、委員会が教育指導課の事務のうち補助の必要があると認めたこと。
日勤講師	区立の小・中学校における児童及び生徒の授業等の指導、進路指導、生活指導その他の教育に係る指導に関すること。	日勤講師	区立の小・中学校における児童及び生徒の授業等の指導、進路指導、生活指導その他の教育に係る指導に関すること。
副校長補佐	副校長の業務の支援に関すること。	副校長補佐	副校長の業務の支援に関すること。
学級経営支援教員	1　区立小学校における教員の学級経営に係る巡回指導に関すること。 2　区立小学校における児童の授業等の指導、進路指導、生活指導その他の教育に係る指導に関すること。 3　区立小学校における新規教員の育成に係る計画の立案及び育成の実施に係る支援に関すること。 4　区立小学校における適切な職場環境の整	学級経営支援教員	1　区立小学校における教員の学級経営に係る巡回指導に関すること。 2　区立小学校における児童の授業等の指導、進路指導、生活指導その他の教育に係る指導に関すること。 3　区立小学校における新規教員の育成に係る計画の立案及び育成の実施に係る支援に関すること。 4　区立小学校における適切な職場環境の整

改正後		改正前	
	備に係る支援に関すること。 5　前各号に掲げるもののほか、委員会が区立小学校における教員の学級経営の支援の必要があると認めたこと。		備に係る支援に関すること。 5　前各号に掲げるもののほか、委員会が区立小学校における教員の学級経営の支援の必要があると認めたこと。
三宿中学校夜間学級支援教員	区立三宿中学校における夜間学級業務の支援に関すること。	三宿中学校夜間学級支援教員	区立三宿中学校における夜間学級業務の支援に関すること。
インクルーシブ教育支援相談員	1　区立の小・中学校への巡回訪問に関すること。 2　配慮及び支援を要する児童及び生徒の学校生活上の支援計画及び支援体制、学級運営、保護者対応等に関する教職員への助言等に関すること。 3　配慮及び支援を要する児童及び生徒の支援体制の構築に向けた区立の小・中学校、関係機関等との調整に関する業務の補助に関すること。 4　配慮及び支援を要する児童及び生徒に関する教職員への研修、事例検討会等の実施に関する業務の補助に関すること。	インクルーシブ教育支援相談員	1　区立の小・中学校への巡回訪問に関すること。 2　配慮及び支援を要する児童及び生徒の学校生活上の支援計画及び支援体制、学級運営、保護者対応等に関する教職員への助言等に関すること。 3　配慮及び支援を要する児童及び生徒の支援体制の構築に向けた区立の小・中学校、関係機関等との調整に関する業務の補助に関すること。 4　配慮及び支援を要する児童及び生徒に関する教職員への研修、事例検討会等の実施に関する業務の補助に関すること。
インクルーシブ教育支援スクールソーシャルワーカー	1　区立の小・中学校への巡回訪問並びに配慮及び支援を要する児童及び生徒の観察及びアセスメントに関すること。 2　配慮及び支援を要する児童及び生徒の学校生活上の支援に関する教職員への助言等に関すること。 3　配慮及び支援を要する児童及び生徒の支	インクルーシブ教育支援スクールソーシャルワーカー	1　区立の小・中学校への巡回訪問並びに配慮及び支援を要する児童及び生徒の観察及びアセスメントに関すること。 2　配慮及び支援を要する児童及び生徒の学校生活上の支援に関する教職員への助言等に関すること。 3　配慮及び支援を要する児童及び生徒の支

改正後		改正前	
	援体制の構築に向けた区立の小・中学校、関係機関等との調整に関すること。 4　配慮及び支援を要する児童及び生徒に関する教職員への研修、事例検討会等の実施に関すること。 5　配慮及び支援を要する児童及び生徒の学校生活上の支援計画、保護者対応等に関する教職員への助言等に関する業務の補助に関すること。		援体制の構築に向けた区立の小・中学校、関係機関等との調整に関すること。 4　配慮及び支援を要する児童及び生徒に関する教職員への研修、事例検討会等の実施に関すること。 5　配慮及び支援を要する児童及び生徒の学校生活上の支援計画、保護者対応等に関する教職員への助言等に関する業務の補助に関すること。

別表第２（第３条関係）

職	任用の資格等
インクルーシブ教育支援員	別表第１に掲げるインクルーシブ教育支援員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
教育心理相談員	別表第１に掲げる教育心理相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
教育相談員	別表第１に掲げる教育相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
伝統工芸指導員	別表第１に掲げる伝統工芸指導員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び技能を有すると認められる者
河口湖林間学園管理補助員	１　別表第１に掲げる河口湖林間学園管理補助員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び技能を有すると認められる者

別表第２（第３条関係）

職	任用の資格等
インクルーシブ教育支援員	別表第１に掲げるインクルーシブ教育支援員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
教育心理相談員	別表第１に掲げる教育心理相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
教育相談員	別表第１に掲げる教育相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
伝統工芸指導員	別表第１に掲げる伝統工芸指導員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び技能を有すると認められる者
河口湖林間学園管理補助員	１　別表第１に掲げる河口湖林間学園管理補助員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び技能を有すると認められる者

改正後		改正前	
	２　道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第２項に規定する第一種免許を所持している者		２　道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第２項に規定する第一種免許を所持している者
学校給食栄養管理嘱託員	栄養士法（昭和22年法律第245号）第４条第２項に規定する栄養士免許証（以下「栄養士免許証」という。）を有する者	学校給食栄養管理嘱託員	栄養士法（昭和22年法律第245号）第４条第２項に規定する栄養士免許証（以下「栄養士免許証」という。）を有する者
学校給食栄養管理嘱託員（指導員）	栄養士免許証を有する者	学校給食栄養管理嘱託員（指導員）	栄養士免許証を有する者
就学相談員	別表第１に掲げる就学相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	就学相談員	別表第１に掲げる就学相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
特別支援学級支援員	別表第１に掲げる特別支援学級支援員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	特別支援学級支援員	別表第１に掲げる特別支援学級支援員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
図書館嘱託員	別表第１に掲げる図書館嘱託員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	図書館嘱託員	別表第１に掲げる図書館嘱託員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
図書館業務員	別表第１に掲げる図書館業務員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	図書館業務員	別表第１に掲げる図書館業務員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
学校警備嘱託員	別表第１に掲げる学校警備嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	学校警備嘱託員	別表第１に掲げる学校警備嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
学校業務嘱託員	別表第１に掲げる学校業務嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有	学校業務嘱託員	別表第１に掲げる学校業務嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有

改正後	
	すると認められる者
幼稚園業務嘱託員	別表第１に掲げる幼稚園業務嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
教育支援スクールソーシャルワーカー	別表第１に掲げる教育支援スクールソーシャルワーカーの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
学芸研究員	次の各号のいずれかに該当する者 １　博物館法（昭和26年法律第285号）第５条第１項各号に掲げる者 ２　大学院修士課程修了者のうち、委員会が指定した科目を専攻しているもの
社会教育指導員	次の各号のいずれかに該当する者 １　社会教育法（昭和24年法律第207号。以下この項において「法」という。）第９条の５に規定する社会教育主事の講習の修了証書を有する者 ２　法第９条の４第３号に規定する社会教育に関する科目の単位を修得した者 ３　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条第２項に規定する教諭の普通免許状（以下「教諭普通免許状」という。）を有する者で、教育に関係のある職にあったもの ４　法第９条の４第１号ロに規定する職にあった期間又は同号ハに規定する業務に従事

改正前	
	すると認められる者
幼稚園業務嘱託員	別表第１に掲げる幼稚園業務嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
教育支援スクールソーシャルワーカー	別表第１に掲げる教育支援スクールソーシャルワーカーの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
学芸研究員	次の各号のいずれかに該当する者 １　博物館法（昭和26年法律第285号）第５条第１項各号に掲げる者 ２　大学院修士課程修了者のうち、委員会が指定した科目を専攻しているもの
社会教育指導員	次の各号のいずれかに該当する者 １　社会教育法（昭和24年法律第207号。以下この項において「法」という。）第９条の５に規定する社会教育主事の講習の修了証書を有する者 ２　法第９条の４第３号に規定する社会教育に関する科目の単位を修得した者 ３　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条第２項に規定する教諭の普通免許状（以下「教諭普通免許状」という。）を有する者で、教育に関係のある職にあったもの ４　法第９条の４第１号ロに規定する職にあった期間又は同号ハに規定する業務に従事

改正後		改正前	
	した期間を通算した期間が３年以上ある者 ５　前各号に掲げる者のほか、社会教育に関する知識及び経験を有すると認められる者		した期間を通算した期間が３年以上ある者 ５　前各号に掲げる者のほか、社会教育に関する知識及び経験を有すると認められる者
学校給食栄養管理補助員	栄養士免許証を有する者	学校給食栄養管理補助員	栄養士免許証を有する者
学校給食事務補助員	別表第１に掲げる学校給食事務補助員の職務を遂行するために必要な能力及び技能を有すると認められる者	学校給食事務補助員	別表第１に掲げる学校給食事務補助員の職務を遂行するために必要な能力及び技能を有すると認められる者
非常勤講師	教諭普通免許状を有する者	非常勤講師	教諭普通免許状を有する者
学校警備補助員	別表第１に掲げる学校警備補助員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	学校警備補助員	別表第１に掲げる学校警備補助員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
学校業務補助員	別表第１に掲げる学校業務補助員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	学校業務補助員	別表第１に掲げる学校業務補助員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
幼稚園業務補助員	別表第１に掲げる幼稚園業務補助員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	幼稚園業務補助員	別表第１に掲げる幼稚園業務補助員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
学校事務嘱託員	別表第１に掲げる学校事務嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	学校事務嘱託員	別表第１に掲げる学校事務嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
学校事務アシスタント	別表第１に掲げる学校事務アシスタントの職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	学校事務アシスタント	別表第１に掲げる学校事務アシスタントの職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
教育相談専門指導員	別表第１に掲げる教育相談専門指導員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有す	教育相談専門指導員	別表第１に掲げる教育相談専門指導員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有す

改正後	
	ると認められる者
主任教育相談員	別表第１に掲げる主任教育相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
スクールソーシャルワーカー	別表第１に掲げるスクールソーシャルワーカーの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
ほっとスクール指導員	別表第１に掲げるほっとスクール指導員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
自然教育指導員	別表第１に掲げる自然教育指導員の職務を遂行するために必要な知識及び技能を有すると認められる者
幼稚園・認定こども園事務補助員	別表第１に掲げる幼稚園・認定こども園事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
幼稚園・認定こども園補助員（介助）	別表第１に掲げる幼稚園・認定こども園補助員（介助）の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
認定こども園保育員	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の６各号のいずれかに該当し、保育士となる資格（以下「保育士資格」という。）を有する者
幼稚園・認定こども園嘱託介助員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する者又は別表第１に掲げる幼稚園・認定こども園嘱託介助員の職務を遂行するために必要な

改正前	
	ると認められる者
主任教育相談員	別表第１に掲げる主任教育相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
スクールソーシャルワーカー	別表第１に掲げるスクールソーシャルワーカーの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
ほっとスクール指導員	別表第１に掲げるほっとスクール指導員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
自然教育指導員	別表第１に掲げる自然教育指導員の職務を遂行するために必要な知識及び技能を有すると認められる者
幼稚園・認定こども園事務補助員	別表第１に掲げる幼稚園・認定こども園事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
幼稚園・認定こども園補助員（介助）	別表第１に掲げる幼稚園・認定こども園補助員（介助）の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
認定こども園保育員	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の６各号のいずれかに該当し、保育士となる資格（以下「保育士資格」という。）を有する者
認定こども園嘱託介助員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する者又は別表第１に掲げる認定こども園嘱託介助員の職務を遂行するために必要な知識及び

改正後		改正前	
	知識及び経験を有すると認められる者		経験を有すると認められる者
幼稚園教育嘱託員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する者又はこれらと同等の資格等を有すると認められる者	幼稚園教育嘱託員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する者又はこれらと同等の資格等を有すると認められる者
教育支援嘱託員	別表第１に掲げる教育支援嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	教育支援嘱託員	別表第１に掲げる教育支援嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
養護教諭（代替）	教育職員免許法第４条第２項に規定する養護教諭の普通免許状を有する者	養護教諭（代替）	教育職員免許法第４条第２項に規定する養護教諭の普通免許状を有する者
学びの多様化学校（不登校特例校）分教室養護教諭	教育職員免許法第４条第２項に規定する養護教諭の普通免許状を有する者	学びの多様化学校（不登校特例校）分教室養護教諭	教育職員免許法第４条第２項に規定する養護教諭の普通免許状を有する者
学校医療的ケア看護師	１　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第７条第３項に規定する免許を受けた者 ２　別表第１に掲げる学校医療的ケア看護師の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	学校医療的ケア看護師	１　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第７条第３項に規定する免許を受けた者 ２　別表第１に掲げる学校医療的ケア看護師の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
スクール・サポート・スタッフ	別表第１に掲げるスクール・サポート・スタッフの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	スクール・サポート・スタッフ	別表第１に掲げるスクール・サポート・スタッフの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
歴史専門調査員	別表第１に掲げる歴史専門調査員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	歴史専門調査員	別表第１に掲げる歴史専門調査員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
新ＢＯＰ事務局	別表第１に掲げる新ＢＯＰ事務局長の職務を	新ＢＯＰ事務局	別表第１に掲げる新ＢＯＰ事務局長の職務を

改正後		改正前	
長	遂行するために必要な能力を有すると認められる者で、小・中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭若しくは教諭の経験を有するもの若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有すると認められるもの又は地域における青少年健全育成等の活動経験を有するもの	長	遂行するために必要な能力を有すると認められる者で、小・中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭若しくは教諭の経験を有するもの若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有すると認められるもの又は地域における青少年健全育成等の活動経験を有するもの
就学援助費・就学奨励費事務補助員	別表第１に掲げる就学援助費・就学奨励費事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	就学援助費・就学奨励費事務補助員	別表第１に掲げる就学援助費・就学奨励費事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
就学事務補助員	別表第１に掲げる就学事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	就学事務補助員	別表第１に掲げる就学事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
教育指導課事務補助員	別表第１に掲げる教育指導課事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	教育指導課事務補助員	別表第１に掲げる教育指導課事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
日勤講師	別表第１に掲げる日勤講師の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	日勤講師	別表第１に掲げる日勤講師の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
副校長補佐	別表第１に掲げる副校長補佐の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	副校長補佐	別表第１に掲げる副校長補佐の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
学級経営支援教員	別表第１に掲げる学級経営支援教員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	学級経営支援教員	別表第１に掲げる学級経営支援教員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
三宿中学校夜間	別表第１に掲げる三宿中学校夜間学級支援教	三宿中学校夜間	別表第１に掲げる三宿中学校夜間学級支援教

改正後		改正前	
学級支援教員	員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	学級支援教員	員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
インクルーシブ教育支援相談員	別表第１に掲げるインクルーシブ教育支援相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	インクルーシブ教育支援相談員	別表第１に掲げるインクルーシブ教育支援相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
インクルーシブ教育支援スクールソーシャルワーカー	別表第１に掲げるインクルーシブ教育支援スクールソーシャルワーカーの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	インクルーシブ教育支援スクールソーシャルワーカー	別表第１に掲げるインクルーシブ教育支援スクールソーシャルワーカーの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者